

企画競争説明書

業務名称：インド国ラジャスタン州気候変動対策・生態系改善事業準備調査【有償勘定技術支援】

調達管理番号：22a00443

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等へ実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022年8月31日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年8月31日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国ラジャスタン州気候変動対策・生態系改善事業準備調査
【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年10月 ～ 2024年1月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Hattori.Kazuki@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 9月 6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問 期限	2022年 9月 7日 12時
3	質問への回答	2022年 9月 12日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロ ポーザル等の提出期限日	2022年 9月 16日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年 9月 29日
8	技術評価説明の申込日（順位 が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日 から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html）

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて提案を求め事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インド国ラジャスタン州気候変動対策・生態系改善事業準備調査【有償勘定技術支援】」（以下「本調査」という）に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

インドの生態系はその地理的特性から多様性に富む。多様な生態系は自然の恵みとして水源涵養、土砂流出防止、土壌保全、洪水調整、森林資源の提供による生活・生計手段の確保等、地域住民に対し、「生態系サービス」として多岐に亘る機能を果たしている。一方で、過去に薪炭材等の林産物の過剰消費が原因で森林の減少・劣化が進み、森林被覆率が1987年には約19%まで落ち込んだ（1987年、インド森林調査局）。インド政府は1988年策定の「国家森林政策」で森林被覆率を33%まで回復させる目標を掲げ、森林保全、国立公園・野生生物保護区の設定等の法制度整備等を進めてきた結果、森林被覆率は2021年に約22%まで回復した（2021年、インド森林調査局）が、人口の急速な増加、急激な都市化の進展等を背景に、森林の減少・劣化圧力は引き続き存在している。また、インドは国土の約85%において自然災害に対する脆弱性が高いとされ（2015年、パリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」に関するインド政府発表）、気候変動に起因する降雨量の変化により更に気象災害の激甚化が懸念されている。

インド北西部のラジャスタン州はインド最大の面積（34万km²）を有する州であり、年間降水量、気温変化等の地理条件からタール砂漠含む西部の砂漠地帯と東部の非砂漠地帯に分けられる。砂漠地帯の年間降水量は平均100mm/年、非砂漠地帯では平均650mm/年（2021年、ラジャスタン州政府）と全国平均（1,177mm/年、2021年、インド気象庁）より大幅に少ない。特に砂漠地帯は動植物の生育・生息には厳しい環境であり、森林地面積は約5%と低いことや土壌の風食が深刻であることが課題として挙げられる。非砂漠地帯の森林地面積は約11%であるが、人口の増加にともなう林産物の過剰消費や家畜の増加に伴う過放牧等により、自然資源への圧力の高まりが課題である（2021年、ラジャスタン州政府）。

また、これらの課題は、気候変動によって深刻化している。例えば降雨パターンの変化に適応出来ず、森林等の生態系の生育が遅れ、その機能や生産性の低下が懸念されている（2021年、ラジャスタン州政府）。さらにこの事態は、同州の貧困率（約3割）がインドの中でも8番目に高いこと（2021年、NITI Aayog）や、貧困層が主に農村部に居住し（2021年、同州森林局）、森林含む自然資源に依存した生計手段をとっていることに鑑みれば、貧困層・脆弱層への社会・経済的な影響としても捉えられる。かかる状況を踏まえ、同州は生態系サービスに着目し、生態系を活用した気候変動対策（適応策・緩和策）を重視している。

「ラジャスタン州森林政策 2010」においては、州独自の目標として森林被覆率を20%以上にすることを掲げ、植林を通じた砂漠化防止や、生物多様性保全の強化を通じて、生態系サービスの機能回復の必要があるとしている。また、「ラジャスタン州気候変動対策アクションプラン 2014」では、気候変動による脆弱性や影響を軽減するには地域に根差した生物多様性保全が重要であるとしている。1991年より我が国は同州に対して、共同森林管理を通じた植林、野生生物保護区の設定などの支援を行ってきた。これらの支援の成果は上がっているが、上記課題を踏まえて森林の面積拡大・さらなる質の向上や、気候変動を踏まえた取り組みが必要とされている。

「ラジャスタン州気候変動対策・生態系改善事業」（以下、「本事業」という。）は上述の政策に沿いつつ、過去の同州における森林セクター向け円借款事業（以下、「先行事業」という。）で対象としなかった地域において、先行事業の実績や手法を取り入れながら、研究に基づく効果的な森林保全を新たに実施するとともに、生物多様性の保全・再生活動、生計向上活動を行い、州森林局の組織体制強化等を含めて、気候変動対策（適応策・緩和策）の推進や生態系サービスの改善を図るものであり、インド生態系保全セクター及び同州における重要事業と位置付けられる。

第3条 事業の概要

（1）事業名

インド国ラジャスタン州気候変動対策・生態系改善事業

（2）事業の目的

本事業はラジャスタン州において、森林保全、生物多様性の保全・再生活動、生計向上活動、州森林局の組織体制強化等を通じて、気候変動対策（適応策・緩和策）の推進や生態系サービスの改善を図り、もって同州の持続可能な社会経済発展に寄与するもの。

（3）事業概要

- （ア）森林保全（適応策・緩和策に資する効果的な森林の造成・管理の研究と実践、植林、草地の再生、水土保持活動等）
- （イ）生物多様性の保全・再生活動（同州固有の植生回復、絶滅危惧種（植物）の保護、野生生物保護、エコツーリズム等）
- （ウ）生計向上活動（共同森林管理組合等の組成・活動支援、地域インフラ整備、

住民向け職業訓練・啓発活動、研修等)

(エ) 州森林局の組織体制強化(事業実施体制の強化、研究体制整備、研修、住民啓発等)

(4) 対象地域

ラジャスタン州

(5) 関係官庁・機関

ラジャスタン州森林局 (Forest Department, Government of Rajasthan)

第4条 業務の目的

本調査については、当該事業の妥当性、事業内容、事業費、実施スケジュール、実施体制、運営・維持管理体制、調達・施工方法、環境社会配慮、経済・財務分析、運用・効果指標等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集・分析及び提案を行うことを目的とする。

第5条 業務の範囲

本調査は「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「第8条 報告書等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 事業戦略の検討

本事業では砂漠地帯・非砂漠地帯(半乾燥地含む)における植林活動及び生物多様性保全に係る様々な活動が実施されることが想定される。事業目標である「気候変動対策(適応策・緩和策)の推進や生態系サービスの改善」や上位目標である「対象地域の持続可能な社会経済発展」に鑑み、各活動の位置づけを明確にした事業戦略について検討の上、一体性のある事業内容の提案を行う。

また、本事業は対象地域における6件目の森林セクターの事業となる予定である。実施機関のラジャスタン州森林局は独自にフィージビリティ調査を実施し、本事業の詳細事業計画書(Detailed Project Report、DPR)を提出しているが、先行事業「ラジャスタン州植林・生物多様性保全事業(フェーズ2)」(以下、「フェーズ2事業」という)と対象地域以外は同様の計画・活動内容となっている。新規性や効果の確認にこれまで以上に工夫が求められるため、提案にあたっては、先行5事業の教訓を踏まえつつも、先行事業の枠組みを単に焼き直したものとしないう、事業対象地域の特性を十分に考慮の上、より効果的、効率的な事業戦略のあり方を積極的に検討すること。

（２）砂漠地帯・非砂漠地帯の地理的特性を踏まえた気候変動対策の検討

対象地域は年間降雨量が大幅に少なく、動植物の生育・生息には厳しい環境である。また、砂漠地帯の土壌風食や砂塵の被害が深刻である。これらの地域特性を踏まえつつ、気候変動の適応策・緩和策に資する森林保全・生物多様性保全活動を検討する。検討に際して、当該国及び州政府の政策、実施機関や関係する研究機関の研究手法をレビューの上、効果面及び持続性の観点から検討を行い、手法の提案を行う。

さらに、気候変動対策（適応策・緩和策）としての本事業の効果を対外的に示すべく、運用・効果指標を工夫していくことが求められる。後述「（１４）審査の重点項目」を取り纏める際、森林保全・生物多様性保全に係る指標の他、気候変動対策の効果指標の検討を行う。

（３）森林管理手法のレビュー及び検討

本事業では育苗・植林・草地の再生活動を水土保全活動と組み合わせながら実施する予定である。実施機関は先行事業での経験も踏まえ、気候変動対策の適応策・緩和策に効果的に繋がる森林の造成・管理に取り組むこととしている。本調査では同州の先行事業で実施された森林管理手法についてレビューの上、効果面及び持続性の観点から検討を行い、必要に応じて手法の提案を行う。

（４）生物多様性の保全・再生手法のレビュー及び検討

本事業では砂漠地帯・非砂漠地帯が対象地域であるが、概ね乾燥地・半乾燥地に属する。これらの地域固有の植生の回復、希少種・絶滅危惧種（植物）の保護が優先課題であるが、野生生物の保護やエコツーリズムの推進も予定している。実施機関は先行事業の経験も踏まえ、希少種が多く生育する地域を塀で囲い、水土保全を効果的に組み合わせながら植生の回復に取り組むこととしている。また、野生生物を保護するための動物公園を先行事業に続いて整備し、児童向けの教育の場も提供して生物多様性保全の重要性を啓発する計画を有している。本調査においては同州の先行事業で実施された保全手法についてレビューの上、効果面及び持続性の観点から検討を行い、必要に応じて手法の提案を行う。

（５）生計向上活動のレビュー及び検討

本事業では森林等自然資源を利用する森林周辺住民に対し、自然資源への利用圧力を軽減するために、職業訓練や地域インフラ整備等、生計向上支援を行うこととしている。本調査においては同州の先行事業で実施された支援活動についてレビューの上、効果面及び持続性の観点から検討を行い、必要に応じて提案を行う。

（６）農家林業および林産物サプライチェーンの強化

フェーズ２事業では130の住民組織の協力により、農家への苗木の配布と指導を通じて非森林地植林を行ったが、持続性に課題が残った。本事業でも非森林地への植林

を予定しているが、先行事業の課題を踏まえて、本事業では農家へのインセンティブの付与等を検討する方針である。多くの場合非森林地での植林は林産物の販売を目的としていることから、農家等生産者の組織化や、本邦企業含む民間企業とのマッチング等を通じた林産物サプライチェーンの強化方法を検討する。

(7) 先行事業のレビューと教訓及び好事例の活用

上述の森林管理、生物多様性の保全・再生、生計向上活動、林産物サプライチェーン強化を含む、先行事業の活動を踏襲している活動については、先行事業での活動を評価の上で本事業での取り組みの検討を行う。

(8) 事業成果向上のための日印の研究機関・民間企業との協力の検討

森林や生物多様性の保全は様々なノウハウの蓄積が必要な分野であり、事業実施において得られた知見を蓄積し、事業効果を最大限発現出来るよう、研究等を行う体制の構築を進める。併せて民間企業との協業や民間資金の活用による事業効果の拡大を検討する。その際、事業の自律性や持続性向上に資する体制を検討していく。

本調査においては、日本の大学等の研究機関や民間企業にヒアリングを行い、インド政府側（実施機関である森林局及び中央政府である環境森林気候変動省）や研究機関・民間企業等との協議も踏まえて、協力の候補となり得る日本側の研究機関・民間企業のリストアップや具体的な連携案について提案を行う。その際、森林保全・植林の分野だけではなく、生物多様性の観点も含めて、具体案を検討し提案を行う。

さらに、インドでは一定規模を超える企業はCSR活動への支出が義務付けられていることを踏まえて、民間資金の活用による植林面積・生物多様性保全の推進のためのCSR基金等の設立が可能か、検討し提案を行う。

(9) デジタル・トランスフォーメーションの推進（DX）

実施機関である森林局から住民に至るまで、本事業における各活動の工程・プロセスをステークホルダー毎に現状分析する。さらに、森林局のデータ収集の方法やプロセスの現状を確認する。また、ラジャスタン州政府およびインド中央政府の森林・生物多様性セクターにおけるデジタル技術活用に関する計画を確認する。その上で、本事業で取り組もうとする活動において、デジタル技術を発展的に適用する可能性を検討し、具体案について提案を行う。

(10) 効果的なコミュニケーション及びメディア向けの広報の展開

森林・生物多様性セクターへの協力の効果は、長期的に発現するものであり、インド国民及び日本国民にとってインパクトや重要性は目に見えづらい。このような状況下で、森林局の役割のインド国内での理解を更に得るため、住民やコミュニティ向けの森林官のコミュニケーションの方法や、メディア対応、ソーシャルメディアを活用した広報等には改善の余地がある。

本調査では、森林局のコミュニケーション及びメディア対応に係る現状を把握し、改善するために必要な手法や枠組（ガイドラインの策定、研修計画の策定、広報に活用するメディア媒体の特定等）を特定し、具体的な提案を行う。

（１１）事業対象地の選定

本事業では事業対象としての妥当性の高い地域及び受益者負担について実施機関と協議の上、適切な事業対象地の選定を行う。本調査では、過去の森林案件同様に、森林管理区レベルでの選定基準の提案を行い、実際の施業地は事業の中で決定することを想定する。

（１２）円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時、十分に発注者と協議を行うこと。

また、本調査で検討・策定した事項が、インド側関係機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。加えて、インド側関係機関より事業計画において提案されているもの以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、実施機関と十分に協議を行うこと。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

（１３）JICA が実施するミッションへの協力

JICA が実施予定のファクトファインディングミッション時（2023 年 4 月及び 6 月頃の 2 回の実施を予定）、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う。また、発注者が 2023 年 9 月実施予定の詳細ファクトファインディングミッション日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を随時行う。

（１４）審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、発注者から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。特に本事業は、既述の通り気候変動対策事業であること、ラジャスタン州で 6 件目の事業として、過去の蓄積も踏まえた説明が求められることから、運用・効果指標のうち効果指標をよく工夫し提案すること。

（ア） 事業の背景と必要性

- (イ) 事業費
- (ウ) 事業実施体制
- (エ) 運営／維持・管理体制
- (オ) 調達・施工方法
- (カ) 運用・効果指標
- (キ) 環境社会配慮関連資料

(15) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)」(以下「JICA環境社会ガイドライン」という。)が適用される。融資承諾前に事業対象地域が確定せず、サブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、本事業は「カテゴリFI」に分類されている。JICA環境ガイドラインの内容を踏まえ、環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成及び実施機関の環境社会配慮能力確認を行い、適切な環境影響評価フレームワーク案及び先住民族計画フレームワーク案作成を支援する。

(16) ジェンダー主流化

ラジャスタン州は、「ラジャスタン州女性政策」を2013年に策定し、ジェンダー平等に取り組む計画を有している。また本事業では、森林保全、生物多様性の保全・再生活動、生計向上活動の計画・実施において、女性住民の参画を積極的に進めることとされている。調査の実施に際しては、事業対象地の社会(や家庭内)における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組を事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- (ウ) ジェンダー視点に立った取組みを担保し測定するための指標を設定する。

(17) 障害者への配慮

本事業で計画されている生計向上活動(共同森林管理組合等の活動支援、地域インフラ整備、職業訓練・ジェンダー主流化推進等各種研修等)において、障害を理由とした差別や排除がなされないよう留意し、提案を行う。

また、啓発・教育活動においても障害者を取り残されないよう、情報保障などの合理的配慮がなされる提案を行う。

第7条 業務の内容

上記「第6条実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分に把握の上、以下の調査を行う。

第一次国内作業

(1) 既存資料の収集、整理、分析

以下の資料を含む関連資料の内容を確認し、関連情報の収集・分析、本調査への反映可否の検討を行った上で、調査方針・調査計画を策定する。

- 実施機関作成の詳細事業計画書 (Detailed Project Report)
- コンタクトミッション Aide Memoire
- 実施機関より JICA に提出された質問状への回答 2 点
- 「ラジャスタン州植林・生物多様性保全事業 (フェーズ 2)」 Project Completion Report
- その他先行事業の Project Completion Report 及び事後評価報告書

(2) 現地再委託調査仕様書の作成

下記「第一次現地調査」(3) 自然資源利用実態調査については、現地再委託で実施することを認める。同調査の仕様書は第一次国内作業期間中に作成し、JICA にコメントを依頼すること。

(3) インセプション・レポートの作成・協議

上記を踏まえ、インセプション・レポートを作成する。ドラフト段階で JICA に提出し、JICA からのコメントを反映させた最終版を提出する。現地調査前には、最終化したインセプション・レポートに基づき、JICA に対し調査方針説明を行う。また、同レポートに基づき、実施機関用のプレゼン資料 (英文) (調査の方針、手法、実施計画、便宜供与依頼事項等) を作成する。

第一次現地調査

(1) インセプション・レポートの説明

インセプション・レポートをもとにまず JICA インド事務所に対して調査方針説明を行う。加えて、現地調査の冒頭に、実施機関及び関連機関に対して調査方針を説明し、内容につき協議・確認する。

(2) 事業の背景及び必要性の確認並びに課題の分析

以下の項目について情報収集を行った上で課題分析を行う。なお、男女別に収集可能なものは男女別に収集すること。

- (ア) 社会経済：人口、産業構造、雇用、社会インフラ、貧困削減状況、識字率、就学率、指定カースト・指定部族の状況等、ラジャスタン州の社会経済状況、エネルギー利用に対する木材への依存度やその変化
- (イ) 森林・生物多様性行政：ラジャスタン州における森林・生物多様性セクターの法整備、政策、スキーム、実施機関含む関連行政機関の実施体制及び所掌、人材配置、財政状況 (過去五年の予算配賦実績含む)、情報システム整備状況

- (ウ) 森林・生物多様性セクターの課題（森林管理に必要な手法や生物多様性の状況が異なるため、砂漠地帯・非砂漠地帯別に収集すること）：森林地域等の生物多様性の経年変化、変化の要因、森林・生物多様性の重要性及び保全上の課題、希少種・絶滅危惧種の減少状況、砂漠化の進行度
- (エ) 森林・生物多様性セクターに関連する社会経済課題：自然災害、水利用可能量、REDD+プロジェクトや排出権取引等の事例、民間企業等によるCSR活動及びESG投資の事例
- (オ) 林産物・非林産物：森林資源利用形態（Joint Forest Management（共同森林管理、JFM）の活動・結果・持続性を含む）、林産物・非林産物の生産、流通、加工、販売に係るサプライチェーンの状況、重要なステークホルダーの把握
- (カ) 木材産業：木材の需要（建築用材、家具、燃料等）、販売先（個人、製紙業者、輸出業者等）、取引方法（組合を通じた売買、市場での売買、個人での販売）、販売先までの木材の輸送手段（トラックか、専用のものであるのか、伐採方法の規格
- (キ) 林業：営農形態、土地所有・経営形態、経営規模、樹種、州政府による森林地外植林事業における育成・管理・伐採に関する計画・農家への支援内容・権利義務関係、販売方法（買取業者との関係含む）、市場情報へのアクセス状況、生計手段、所得構造、生産者団体の体制・活動内容・財務状況
- (ク) 生計向上活動：Village Forest Protection and Management Committees（森林保護管理委員会、VFPMC）、Eco Development Committee（エコ開発委員会、EDC）に関する政策、現状、課題、支援活動内容
- (ケ) 他開発パートナー（世界銀行、地球環境ファシリティ、フランス開発庁他）支援：事業概要、本事業への教訓、好事例
- (コ) NGO：州内で活動している生計向上関連NGOの活動状況
- (サ) ジェンダー・障害者への配慮：林業や社会経済活動における男女別作業分担、Self Help Group（自助グループ、SHG）等女性グループの活動状況、障害者への配慮状況

（３） 自然資源利用実態調査（サンプルベース）

事業対象地域において森林等自然資源を利用しているコミュニティの実態調査をサンプルベースで実施し、自然資源の利用状況、砂漠化の進行や干ばつによる被害、その他自然災害、VFPMC/EDCやSHG等住民グループの活動状況、コミュニティの生計手段、構造等を把握する。

サンプルの選定に当たっては、①保護区に近接している、②砂漠化の被害が出ている、③SC（Scheduled Caste）・ST（Scheduled Tribes）のコミュニティがある、④商業用植林を行っている、のいずれかまたは複数を満たす地域を調査対象とする。調査スコープについては調査開始後にJICA及び実施機関の確認を得る。調査時には、男女別にグループ・インタビューを行う等ジェンダーに配慮する。

（４） 研究機関及び民間企業へのヒアリング及び具体的な協業形態の提案

研究活動における参加可能性のある研究機関及び、林産物サプライチェーンへの参加可能性のある日印双方の民間企業へのヒアリングを行い、win-winとなる協業形態について検討する。検討結果をJICA及び実施機関と協議し、妥当性・実現可能性を確認する。

(5) デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進可能性の検討

実施機関である森林局から住民に至るまで、本事業における各活動の工程・プロセスをステークホルダー毎に現状分析する。また、インド政府の森林・生物多様性セクターにおけるデジタル技術活用に関する計画を確認する。その上で、本事業で取り組もうとする活動において、デジタル技術を発展的に適用する可能性を検討し、検討結果を JICA 及び実施機関と協議し、妥当性・実現可能性を確認する。

(6) 事業計画のレビュー

上記の調査結果に基づき、先方政府作成の事業計画のレビューを行う。特に各コンポーネントにおける課題、必要性・妥当性、優先順位及び相互の関連性を確認し、その上で主要コンポーネントのアウトプット・アウトカムを体系的に整理する。必要性・妥当性に応じて、砂漠地帯と非砂漠地帯に分けて整理する。

事業計画で提案されている活動につき、事業目的への貢献、実施機関のマネジメントやこれまでの取り組み及び成果を確認し、実現可能性を検証する。

(7) 課題分析及び事業計画概要の提案

上記(2)～(6)までを踏まえ、本事業で取り組む課題の分析及び設定を行う。事業計画のレビュー及び課題分析に基づき、事業目的及び実施機関のリソース・経験を踏まえ、実現可能な本事業の全体計画及び主要コンポーネントの概要を提案する。また、事業費概算積算及び各コンポーネントの比重、インド政府による他スキームとの具体的効果的連携方法、民間企業との連携方法等の検討及び提案を事業計画の一環として行う。

(8) 事業対象地域選定方法案の作成

実施機関が提案する事業対象地域及び対象裨益者の選定プロセス、選定クライテリア、選定方法及び規模の妥当性を検討し、公平性及び透明性を担保できる最適な定量的選定基準に戻づく選定方法案を作成する。

第二次国内作業

(1) インテリムレポートの提出

第一次国内作業及び現地調査の結果に基づき、既存の取り組みの成果、教訓分析、事業背景、事業計画のレビュー結果、事業計画概要の提案、及び事業対象地域選定方法案、民間企業・研究機関との協業形態・活動案及びデジタル技術活用に関する具体案につき、インテリムレポートを作成する。インテリムレポート案作成後、JICA及び実施機関からコメントを受ける。これらのコメントを反映させたものを提出する。

(2) JICAへの第二次現地調査対処方針説明

インテリムレポートに取り纏められたこれまでの調査結果及び第二次現地調査の業務計画を簡潔に取り纏め、JICAに対して調査方針説明を行う。

第二次現地調査

(1) JICA インド事務所及び実施機関への第二次現地調査対処方針

JICA インド事務所及び実施機関に対して調査方針説明を行う。

(2) 事業実施計画の策定

(ア) 事業戦略

調査結果及び「第6条実施方針及び留意事項」を踏まえ事業戦略を策定する。なお戦略策定に当たっては、効果的な生物多様性保全、科学的知見に基づく生態系サービスの活用、民間企業との協業等を踏まえ、実現可能な目標を含むよう留意する。

(イ) 事業計画の詳細化

インテリムレポートで提案された事業計画概要に基づいてJICAと実施機関の間で合意された事業アウトラインに沿って、詳細事業計画(Detailed Scope of Work)を作成する。詳細事業計画には各活動において以下の情報を含める。

- ① 活動内容
- ② 活動規模
- ③ 対象地域
- ④ ステークホルダー及びその役割
- ⑤ 受益者負担を伴う活動の場合、負担の方法及び負担の内容
- ⑥ 政府スキームとの連携調整方法
- ⑦ 民間企業との連携方法

(ウ) 概略設計(施工計画含む)

各コンポーネントのインフラ整備に係る施工方法・施工技術、施工監理方針・計画、実施工程などを検討し、施工計画を策定する。また、主要工事の施工方法、品質管理・安全管理の基本的な考え方、留意事項などを取り纏める。

(エ) 事業対象地域及び対象農家の選定及びサブプロジェクトのロングリスト作成

インテリムレポートでの選定方法案に基づき、事業対象としての妥当性の高い地域及び受益者負担について実施機関と協議の上、事業対象を最終化する。その際に、治安・安全面上懸念が示される地域についてはJICAと十分に協議をした上で事業対象とするか否かを検討する。

本事業は審査時点で全てのサブプロジェクトを確定しない。実施機関と協議のうえ、事業対象候補をリストアップしたロングリストを作成・提案する。その際に、環境社会配慮ガイドラインに基づき、カテゴリA案件に該当するような環境社会影響の大きいセクター、特性・地域に該当する見込みのサブプロジェクトは本事業では対象としないことを踏まえ、カテゴリAに相当するサブプロジェクトを回避するための選定基準・選定方法を作成・提案する。

(3) 事業実施スケジュールの作成

活動毎の事業実施スケジュールをバーチャートで作成する。必要な場合、詳細設計、入札書類作成、事前資格審査(PQ)、PQ評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事实施時期・期間や、コンサルタントの選定手続きの時期・期間がわかるようにする。その際、モンスーン時期、州の予算、現地実施機関及び地元施工業者の能力等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。また、事業の人員体制を踏まえ、サブプロジェクトを複数のバッチに分け、全体の事業工程スケジュールを策定する。

(4) 事業費の積算

詳細活動計画及び事業実施スケジュールに基づき事業費積算を行う。積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、積算時には、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料としてJICAに提出すること。加えて、積算単価や積算方法など、必要に応じて根拠となる資料を提出すること。

(ア) 事業費項目

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ コンサルティング・サービス(プライスエスカレーションと予備費を含む)
- ⑤ 建中金利
- ⑥ フロント・エンド・フィー
- ⑦ その他(融資非適格項目。用地取得費・移転費・生計回復支援費、関税・税金、事業実施者の一般管理費)

このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(イ) 事業費の算出様式及び準拠ガイドライン

事業費については、別途JICAが提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット(Excelファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。また積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(2009年3月版(試行版))」を参照すること(コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit版Windows OS(10以上)、32bit版Microsoft Office(2016以上)を推奨。Macintoshは推奨しない)。

(ウ) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第14条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。適用レート等の積算にあたっての条件については、JICAと協議する。また、概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。

(5) 事業実施体制及びモニタリング体制

事業スコープに基づいて、先方政府作成の事業計画で提案されている体制のレビューを含め本事業の実施体制の在り方について検討し、インドで実施されている当該セクター類似事業の実施体制を参考にしつつ、実施機関の実施能力及び実施体制の強化に向けた補強案等(事業実施支援要員、特定分野専門家等の活用、各機関の役割、責任の明確化)を含めた最適な実施体制を提案する。

実施機関の責任・権限を確認の上、他部局にまたがる事項については他のインドで実施されている当該セクター類似事業を参考としつつ、調整委員会を設けるなどの工夫を行い、その意思決定が適時になされるように留意し、実効的な実施体制について検討する。

また、州レベル、県／森林Divisionレベル、ブロック／森林Rangeレベルのモニタリング体制について検討し、モニタリング体制の強化に向けた補強案等を含めた最適なモニタリング体制とモニタリング計画を提案する。

(6) 調達計画

事業の実施に必要となる資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月版）」等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、入札方法（国際競争入札・国内競争入札）や調達計画を作成する。その際、以下の点について留意する。

(ア) 国内競争入札（Local Competitive Bidding : LCB）

LCBの場合は上記の円借款に関する調達ガイドラインが適用されない。コンサルタントやNGO、現地施工業者の雇用方法等を含め事業コンポーネントの内容に応じて、ラジャスタン州の調達規則にあたる関連法令の有無を確認し、該当がある場合には関連文書入手し、それらに基づいた調達方法が計画されているか確認を行う。

(イ) 土木工事の施工業者選定に関しては、以下の項目について確認する。

- ① 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ② パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件の検討

(7) 具体的な行動計画の策定

これまでの調査及び協議にて取り極めたことを整理し、今後の事業実施に向けた具体的な行動計画であるTime-bound Action Planを作成する。

(8) 運営・維持管理体制

コンポーネント/サブコンポーネントごとに最適な運営・維持管理体制の提案や維持管理に必要な経費の算出等を行う。本事業は対象地域が広範囲に及ぶことから、包括的に運営・維持管理できる体制をレビューし、事業完了後も事業効果が持続する維持・管理体制を具体的に提案する。

(9) 環境社会配慮

JICA環境社会ガイドラインの内容を踏まえ、以下(ア)のとおり環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成及び実施機関の環境社会配慮能力確認を行う。

なお、調査結果のとりまとめについては、それぞれ独立した文書とせず統合した文書とすることも可とする（ただし、実施段階の運用が容易であるかを考慮の上、適切な文書構成となるように判断のこと）。

(ア) 実施機関の環境社会配慮能力確認

- ① JICA環境社会ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成しつつ、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

主な調査項目は以下のとおり。

- a) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- b) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- イ) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ロ) JICA 環境社会ガイドラインとの整合性
 - ハ) 関係機関の役割
 - c) 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する）
 - d) 実施機関の環境社会配慮能力（Environmental and Social Management System。以下「ESMS」という。）に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制（JICA への報告体制含む）、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成）
- (イ) 環境影響評価フレームワーク案の作成
- ① JICA環境ガイドラインに基づき、環境影響評価フレームワーク案を作成する。環境影響評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。
 - a) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトが融資承諾前に特定できない理由
 - b) 環境影響評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及びJICAの要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
 - c) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
 - d) 環境影響評価とサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境影響評価と環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
 - e) 住民協議フレームワーク、情報公開方法（サブプロジェクトのEIAの公開方法含む）、異議申立方法
 - f) サブプロジェクトの環境影響評価の準備から承認までの実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
 - g) モニタリング及び報告体制（JICAへの報告体制含む）
- (ウ) 住民移転計画フレームワーク案の作成
- ① JICA環境社会ガイドラインに基づき、住民移転計画フレームワーク案の作成を行う。なお、現時点では非自発的住民移転はなく、用地取得の可能性は皆無ではないものの発生する場合は極めて小規模であると想定されているが、現地にて想定されるサブプロジェクトの内容をよく確認し、住民移転計画フレームワーク案の必要性を確認の上、住民移転計画フレームワーク案の作成に着手すること。
 - ② 住民移転計画フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。
 - a) 事業目的及び非自発的住民移転・用地取得の必要性
 - b) 住民移転計画を融資承諾前に作成できない理由
 - c) 住民移転計画の作成、承認プロセス

- d) 住民移転の想定数(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)
- e) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- f) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
- g) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- h) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- i) 住民移転に責任を有する機関(相手国政府)の特定及びその責務
- j) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- k) 費用と財源
- l) 実施機関によるモニタリング体制(必須)、独立機関によるモニタリング体制 (必要に応じて) (JICAへの報告体制含む)
- m) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略

(エ) 先住民族計画フレームワーク案の作成

- ① JICA 環境社会ガイドラインに基づき、先住民族計画フレームワーク案の作成を行う。状況に応じて先住民族フレームワーク案の必要性を確認の上、先住民族フレームワーク案の作成に着手する。なお、作成を行う際、「先住民族(Indigenous People)」という表現はインド国内においては非常にセンシティブな 이슈 でありインド側との関係においては一切使用せず、指定部族 (Scheduled Tribe) という表現を用いる。
- ② 先住民族計画フレームワーク案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.10 Annex C に記載のある、以下の内容が含まれる必要がある。
 - a) プロジェクトの下で支援が想定されるプログラム及びサブプロジェクトの種類
 - b) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
 - c) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトについて社会アセスメント (OP4.10 Annex Aを参照) を行う計画
 - d) プロジェクト形成及び実施の各段階で行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上での協議を確保するための枠組み (OP4.10の第10項を参照)
 - e) プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め (必要に応じて、キャパシティ・ビルディングなど)
 - f) 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の取り決め (JICAへの報告体制含む)
 - g) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め

(10) 事業効果

本事業の定量的・定性的事業効果 (運用・効果指標の設定、経済的内部収益率 (EIRR) を含む) について検討する。検討の際は生物多様性の減少、生態系サービスの低下、気候変動の影響、生計手段の選択肢の少なさ等の本事業での取り組み課題に対して適

切な運用・効果指標を選択のうえ、当該指標の基準値を確認し、プロジェクト完成後約2年を目途とした目標年の目標値を設定する。事業効果設定の際には、出典や算出方法を明記するとともに、達成しようとする事業の目標と指標について、技術的な観点からの妥当性を検討する。また、案件監理時にも継続的に入手・モニタリングが可能なようデータ入手可能性にかかる提案を併せて行う。

特に、生計向上活動のインパクトを測る指標を検討中であり、指標案として「生計向上活動による住民の所得の増加」等を想定しているが、この指標の検証方法について検討し、必要な調査を行う。本事業の活動により生計が向上したかは、事業介入先に加えて、比較対象群が必要となる。また、基準年でのデータ収集のみならず、事後評価でも当該データを収集し、比較検証できることが必要となる。その実現可能性も踏まえて、効果検証方法や代替指標を検討すること。

なお、IRR算出に当たっては、JICAのIRR算出マニュアルに沿って算出し、計算用のエクセルシートや報告書に計算の過程や引用される数値の根拠が第三者にも分かるように記載するよう留意する。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

（11）気候変動の影響・農業生産基盤への影響

パリ協定に基づき、各国は「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業が当該国のNDCと整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

本事業を通じて植林を行うことによりGHG吸収量の増加が期待される上、生計向上支援により森林資源の過剰利用を抑制し、GHG排出量の削減も期待されるため、本事業は気候変動対策（緩和策）に資する可能性がある。また、植林や生物多様性の保全推進により、気候変動に対する強靱性向上に資する可能性があるため、本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性がある。

そのため、以下ウェブサイトに掲載されている「気候変動対策支援ツール（緩和策）：GHG排出削減（吸収）量の定量評価」を参考に、本事業を通じたGHG排出削減量の推計を行う。同推計結果については、推計に使用したバックデータも提出する。なお、バックデータには、デフォルト値以外の数値の出典も明記する。

同様に、「気候変動対策支援ツール（適応策）」p.54～55の「森林・自然環境保全分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、現在行っている、また、将来的に発生し得る気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、適応オプションを検討する。気候リスク評価を行う際は、過去データだけではなく、可能な限り、将来予測も踏まえて検討を行うこと。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

（12）コンサルティング・サービスのTORの作成

実施機関及び関連機関の現在の能力・体制や事業スコープを踏まえて、JICA「コンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づくドラフトTORを策定する。

（13）リスク管理

本事業実施におけるリスクを別途JICAが提供する「リスク管理シート（Risk Management Framework）」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的リスク事項の特定及び対応策を検討し、シートを作成する。

第三次国内作業

(1) ドラフトファイナルレポートの作成

第二次現地調査の結果を踏まえ、調査結果の全体を取りまとめたドラフトファイナルレポートを作成し、JICA 及び実施機関に説明の上、コメントを受ける。

(2) 調査結果を踏まえた Detailed Project Report (DPR) の更新支援

インド国における援助要請は、実施機関によって作成されるDPRを、中央政府がレビューし、その後に要請が行われる。必要に応じて、ドラフトファイナルレポートをもとに実施機関が行うDPR作成の支援を行う（主語がJICA Survey Teamから実施機関名になる等、形式的な修正が主であり、内容は基本的に同様）。

第三次現地調査

(1) ファイナルレポート作成に向けた協議

第三次国内作業の際に受けたコメントを踏まえ、更なる情報収集・協議が必要となった項目に関し確認を行った上で、ファイナルレポートへの変更点についてJICA及びインド側関係者等に説明し、内容につき協議を行う。

第四次国内作業

(1) ファイナルレポートの作成

調査全体の結果を取り纏め、ファイナルレポートを作成する。

第8条 報告書等

(1) 調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書等は、JICA からの要請に応じて、電子データを提出するものとする。なお、本契約における成果品は「ファイナルレポート」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

(ア) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出期限：契約開始後10営業日以内

提出部数：和文3部（簡易製本）

(イ) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：業務開始後1か月以内

提出部数：英文2部（JICA 1部、先方機関1部）（簡易製本）

(ウ) インテリムレポート (IT/R)

記載事項：先行事業のレビュー分析結果、対象地域の社会経済状況・自然状況、課題の抽出及び分析結果、森林・生物多様性セクターにおける本事業の位置付け・必要性・

妥当性、事業計画レビュー分析結果、事業対象地域案、事業対象選定方法案、事業計画概要等

提出時期：2023年4月上旬

提出部数：英文2部（JICA 1部、先方機関1部）（簡易製本）

(エ) ドラフトファイナルレポート（DF/R）

記載事項：調査結果を踏まえた審査に必要な文書（要約、詳細事業計画（Detailed Scope of Work）、概略設計、事業実施スケジュール、事業費積算、事業成果（IRR分析含む）、事業実施・モニタリング体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮、調達計画、Time bound Action Plan、コンサルティング・サービスTOR等含む）

提出時期：2023年8月中旬

提出部数：英文2部（JICA 1部、先方機関1部）（簡易製本）

(オ) ファイナルレポート（F/R）

記載事項：DF/Rの内容を踏まえた調査結果の全体成果、要約、各現地調査時のインタビュー内容を記載した議事録、現場視察等で撮影した写真（30枚程度）

提出期限：2024年1月26日

提出部数：

- ① 英文（製本版） 8部（JICA4部、先方機関4部）
- ② 英文（先行公開版の製本） 2部（JICA）
- ③ 英文（製本版のCD-R） 3セット（JICA2セット、先方機関1セット）
- ④ 英文（先行公開版のCD-R） 1セット（JICA）
- ⑤ 和文要約（製本版） 4部（JICA）
- ⑥ 和文要約（CD-R） 3セット（JICA）

ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた先行公開版を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途JICAと協議の上決定する。

- A) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- B) 実施機関の経営・財務情報のうち、対外的に公開していない政策の内部検討状況
- C) 民間企業の事業や財務に関わる情報、企業秘密となるような特殊ノウハウ等
- D) 社会配慮に係る個別の補償額等、個人が識別できる情報や、個人の権利利害を害する恐れのある情報等。ただし、既に公開されている情報を除く。）

(カ) デジタル画像集

調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）を付すこと。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

(ア) 上記(1)(オ)以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。

(イ) 上記(1)(オ)の報告書の印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コン

サルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

(3) 収集資料

現地調査時に収集した資料及びデータは分野別・項目別に整理してリストを付した上で発注者に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用したURLを記載する。

(4) 報告書作成にあたる留意点

- (ア) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- (イ) 各調査報告書は、インド国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- (ウ) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- (エ) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。F/R については、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで最初の部分に入れること。
- (オ) F/R の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- (カ) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- (キ) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- (ク) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	日印の研究機関の具体的な連携	第6条 実施方針及び留意事項 (8) 事業成果向上のための日印の研究機関・民間企業との協力の検討
2	本事業における民間企業の活用	第6条 実施方針及び留意事項 (8) 事業成果向上のための日印の研究機関・民間企業との協力の検討
3	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	第6条 実施方針及び留意事項 (9) デジタル・トランスフォーメーションの推進(DX)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：森林・土地利用、生物多様性保全、生態系を活用した気候変動対策にかかる調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／森林／土地利用／砂漠化対策
- 生物多様性保全・気候変動対策

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.5 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／森林／土地利用／砂漠化対策）】

- ① 類似業務経験の分野：森林保全、林業・木材産業、砂漠化対策
- ② 対象国及び類似地域：インド及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：生物多様性保全・気候変動対策】

- ① 類似業務経験の分野：乾燥地域における生物多様性保全（植生回復）
- ② 対象国及び類似地域：インド及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係る コンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は2022年10月下旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナルレポートを2024年1月26日に提出いただきます。ただし、2023年11月にラジャスタン州における選挙が行われる予定であるため、選挙の約45日前よりCode of conductが敷かれ、対外機関との接触が制限される見込みです。なお、作業工程に係るより合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案して下さい。

時期 項目	2022年 10-11月	12月	2023年 1-2月	3-4月	5-6月	7-8月	9-10月	11-12 月	2024年 1月
第一次 国内作業	□								
第一次 現地調査									
第二次 国内作業				□					
第二次 現地調査									
第三次 国内作業						□			
第三次 現地調査									
第四次 国内作業									□
報告書 提出	△ IC/R			△ IT/R		△ DF/R			△

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15.50 人月（現地：10.50人月、国内5.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／森林／土地利用／砂漠化対策（2号）
- ② 生物多様性保全・気候変動対策（3号）
- ③ 生計向上・コミュニケーション
- ④ 経済財務分析／積算
- ⑤ 環境社会配慮

3) 渡航回数を目途 全12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。本見積りに2,000千円を定額計上してください。

- 自然資源利用実態調査

(4) 現地傭人

業務実施にあたって、十分な技術・能力を有した現地傭人を配置することが効率的と考えられ、①から③の業務人月合計約6人月（④、⑤は約2人月、⑥は約3人月）の下記特殊傭人の配置を想定しています。

- ① 砂丘固定・砂漠化対策
- ② 林産物サプライチェーン
- ③ 水土保全／環境社会配慮
- ④ DX（約2人月）
- ⑤ 環境社会配慮（約2人月）
- ⑥ コミュニケーション・メディア広報（約3人月）

業務内容及び業務工程を考慮の上、特殊傭人の配置が必要と判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む、業務計画をプロポーザルにて記載して下さい。

また、必要に応じて積算についても現地リソースの活用を検討して下さい。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 実施機関作成の事業計画（Detailed Project Report）
- コンタクトミッション Aide Memoire
- 実施機関より JICA に提出された質問状への回答 2 点
- 「ラジャスタン州植林・生物多様性保全事業（フェーズ2）」Project Completion Report

2) 公開資料

- 「森林セクター基礎情報収集・確認調査」ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12040200.pdf>

- 「ラジャスタン州植林・生物多様性保全事業」事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_ID-P148_4_f.pdf

3) 貸与資料

- IRR 算出マニュアル
 上述3)については、JICA 南アジア部南アジア第一課
 (4rts1@jica. go. jp) へ連絡し入手してください。

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

1) 治安状況の確認

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。

(イ) 上記（ア）と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を出発 2 週間前までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。

(ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

(エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

(オ) 現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館(必要に応じて各地域領事館)と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、JICA 渡航措置が「在外事務所承認」や「安全管理部承認」の地域において現地調査を実施する場合は、調査実施の出発 3 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ JICA 安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

(カ) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

2) 行動規制

(ア) 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。

(イ) 移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。

(ウ) 必要に応じ、JICA インド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。(警護手配に係る費用は JICA が負担する)

(エ) 都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。

3) 通信手段

(ア) 各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。

(イ) 事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、事務所に報告する。

4) 安全な宿舎の手配

在インド日本大使館や JICA インド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

5) インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

(ア) 国連地図 1 を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン 2 を参照)。

A) データの参照元が国連である

B) 当該加工は JICA によるものである

C) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない

(イ) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違があ

る地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土であることを示さない（ア）で示した国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

（ウ）各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、（イ）同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションは実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 自然資源利用調査（現地再委託経費）： 2,000 千円

（4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒デリー（日本航空、全日本空輸、エア・インディア）

デリー⇒ラジャスタン州内各都市（エア・インディア、IndiGo）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／森林／土地利用／砂漠化対策</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>生物多様性保全・気候変動対策</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	